

審議会等の概要

審議会等の名称	岡山県備前地域感染症診査協議会
設置根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年10月2日法律第114号)(以下「法」という。)&及び感染症診査協議会条例(平成11年3月19日岡山県条例第12号)
設置年月日	平成11年4月1日
委員及び任期	委員数10名(別紙名簿のとおり)、任期3年
所掌事務	<p>1 県知事(保健所長)の諮問に応じ、法第18条第1項の規定による通知、同法第20条第1項(同26条において準用する場合を含む。)の規定による勧告及び同法20条第4項(第26条において準用する場合を含む。)の規定による入院の期間の延長並びに同法第37条の2第1項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を審議すること。</p> <p>2 法第18条第6項及び同法第19条第7項(第26条において準用する場合を含む。)の規定による報告に関し、意見を述べること。</p>
公開、非公開の別	<p>非公開</p> <p>非公開の理由:本会議は、検討事項に個人情報等を含み、特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため非公開とする。(岡山県行政情報公開条例第7条第2号該当)</p>
開催実績等	別紙1のとおり
事務局担当部署	<p>備前保健所保健課保健対策班</p> <p>Tel:(086)272-3943(直通)</p>
備考	